

新一万円札発行を契機とした観光周遊促進キャンペーン企画・実施等業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

新一万円札発行を契機とした観光周遊促進キャンペーン企画・実施等業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年7月31日（水）まで

3 目的

渋沢栄一翁が肖像となる新一万円札が発行されることを契機と捉え、渋沢翁ゆかりの地である埼玉県の観光の魅力を発信し、観光周遊を促す街頭配布イベントを行う。ターゲットを若年層とし、渋沢翁は埼玉県が生んだ偉人であることと、埼玉県の観光の魅力を広く知らしめ、足を運んでいただけるような内容とすることで、県内外からの消費を呼び込むことを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 街頭イベントの実施

ア 県内外の乗降者数の多い駅3カ所以上を選定し、それぞれの駅に近いスポットで埼玉県知事が参加する街頭配布イベントの企画・運営を行う。道路使用許可申請等イベント実施に際して必要な手続きがある場合には、受託者がその手続きを行うこと。

イ 実施場所は必ず東京都内を含めることとし、選定理由も明記すること。

ウ 実施日は6月29日（土）とし、雨天決行とする。雨天時に場所を変更する場合は代替場所も併せて提案すること。

エ 一日でアの全てのスポットを巡回するものとし、16時までに撤収まで完了させること。

オ イベント運営スタッフは埼玉県知事を含め計10人とする。うち5人は受託者が手配すること。

カ イベント運営スタッフの服装は、提案によるものとし、県との協議の上で決定する。ただし、シルクハットと埼玉県が実施していることがわかる櫛や腕章は必ず着用することとする。

キ 当該イベントで運営スタッフが着用するもの一式は、受託者が予備を含めて15セット用意すること。

ク 暑さ対策、熱中症対策を十分に講じること。

ケ イベント終了後は必ず原状復帰（廃棄物の処理も含む。）を行うこと。

(2) 街頭イベントでの配布物のデザイン及び制作

ア イベント運営スタッフが配布するノベルティを2, 500個以上制作する。

イ ノベルティの詳細は企画提案により決定する。

ウ 提案にあたっては以下の点に留意すること。

(ア) 県の観光の魅力を発信し、ノベルティを受け取りたいと思うような魅力的な制作物を提案すること。

(イ) 新一万円札を模したデザインを入れること。

(ウ) 県公式観光サイト「ちよこたび埼玉」上の「渋沢栄一めぐり旅」のページに遷移する二次元コードを配すること。

URL : <https://chocotabi-saitama.jp/feature/shibusawa-meguritabi/>

(エ) 飲食物は不可とする。

(3) SNS発信用の動画制作

ア 当イベントの様子を撮影し、県の広報媒体等で発信する動画を2本以上制作する。

イ 制作した動画はInstagram、YouTubeショートへの投稿を前提に制作し、撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合には、受託者がその手続き及び交渉を行うものとする。

ウ 業務従事者及び第三者の安全に配慮し、通行車両、自転車あるいは歩行者との接触などによる事故を防止するための対策を講じるものとする。

エ 若年層がターゲットであることを鑑み、テンポよく編集し60秒以内に収めること。

オ 編集時には、BGM、音声録音、テロップ挿入等を行い、若年層を中心に多くの方に見てもらえるよう工夫すること。

カ 動画の内容は、必ず観光の要素を含めることとし、編集にあたり必要となる動画や写真等は原則受託者が手配・許可取りを行うこと。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

(5) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを制作し、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者、その他関係者等に打ち合わせを実施すること。

エ 上記に定める委託業務のほか、予算の範囲内において魅力的な企画、広報、情報発信手段があれば独自に提案すること。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に関する著作権等は、原則としてすべて県に帰属する。

6 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955